～知っ得情報～

消費生活の心得 27

身に覚えのない内容のはがきが届いた

《相談内容》

昨日、「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届いた。連絡をしなければ、給料や不動産を差し押さえるという内容が書かれている。今日が訴訟取り下げの最終期日となっているが、どうしたらよいか。（60歳代、女性）

《アドバイス》

これは、「訴訟」「差し押さえ」などの難しい言葉を使って消費者の不安をあおり、お金をだまし取ろうとする詐欺の一種です。はがきに記載された番号に電話をかけると、詳しい個人情報を聞かれたり、高額な請求をされたりすることがあります。決して連絡しないでください。支払ったお金を払い戻すのは困難です。

最近は、国民訴訟告知管理センターや国民訴訟通達センター、民事訴訟管理センターと名乗る機関からはがきが届いたという相談が多数寄せられています。身に覚えのない請求の文書が届いたときは消費生活センターに相談してください。

〈はがきの見本〉

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)[redacted] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付** を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日　平成30年[redacted]月[redacted]日

法務省管轄支局　国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関[redacted]
取り下げ等のお問合せ窓口　03－[redacted]
受付時間　9:00～20:00(日、祝日除く)

※差出人名は随時変わる恐れがあります。

消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員が一緒に解決策を考えます。

と　き　1～3・8日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

ところ　市役所本庁5階

※電話相談も可。

【巡回相談】

と　き　12日(金)・19日(金)・26日(金)
14時～16時

ところ　本郷・久井・大和支所

申し込み　相談日の前日までに商工振興課(☎0848・67・6072)へ

人権標語（中学3年生の作品）

みんなの心　ひとつにつなげて　なくそう差別

児童館へおいでよ！

申し込み先　児童館(☎FAX兼用0848・67・1123)

親子でつくろう

と　き　①12日(金)②16日(火)
10時30分～11時30分
内　容　季節のおもちゃ作り
対　象　保護者と①2～5歳児②0～1歳児
定　員　各20組
参加費　100円

親子ストレッチ

と　き　17日(水)①10時～10時45分②11時～11時45分
対　象　保護者と
①0歳児
②1～5歳児

定　員　各30組

ママチャレンジ

と　き　18日(木)
10時30分～12時
ところ　市民福祉会館2階
内　容　パステルアート
対　象　子育て中の保護者
定　員　15人
参加費　500円
※託児あり。

リトミックランド(音楽表現)

と　き　19日(金)
①10時30分～11時
②11時15分～11時45分
対　象　保護者と①1歳児
②2～5歳児
定　員　各15組

茶のこころ～和親庵～

と　き　20日(土)10時15分～、11時15分～
ところ　サン・シープラザ4階
内　容　お茶のお点前
対　象　3歳児以上(未就学児は保護者同伴)
定　員　各10人　**参加費**　250円
用意する物　ハンカチ・白い靴下

わいわいひろば

と　き　①25日(木)②26日(金)
10時30分～11時30分
内　容　豆まき会
対　象　保護者と①0～1歳児
②2～5歳児
定　員　各20組　**参加費**　100円

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは5日(金)10時からです。
※開館時間は10時～17時30分です。月曜日、2日(火)・3日(水)は休館日です。